

評価基準の説明

本評価結果報告書では、下記基準により「abc」評価をしております。

s 評価	他の一時保護所が参考とするような取り組みが行われている状態
a 評価	評価基準の趣旨や留意点に照らして適切に実施されている。 当該事業所が、その地域性や特性に照らしてよりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目標となる取り組みが行われている状態。
b 評価	やや適切さに欠ける状態。 「a」評価に向けて、なお改善すべき余地が残されている状態。
c 評価	適切ではない、または取り組みが実施されていない。 「b」以上の取組みとなることを期待する状態。

(注記)

一時保護所は地域性が顕著であり、「s 評価」の認定は避けています。

よって「a 評価」を「目指すべき目標」に到達している最上位レベルとしました。

なお、指導監査やISOが、主として事業所の構造的な体制の基準適合性を判断材料に評価することに対して、第三者評価は「目標とするレベル」への到達度で計るという特徴をなしています。従って、「b 評価」や「c 評価」であっても法令や通達の基準を満たしていないことを意味するものではありません。

同様に、着眼点の「○△×」も以下の通りです。

○	着眼点の記載どおりに実施されている
△	概ね適切な実施がされているが、課題が残されている
×	適切な実施が行われていない

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

	【No.1】の評価 (s,a,b,c)	b
1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか		△
1-2 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか		○

子どもには、保護時にケースワーカー（以下CW）から子どもの権利に付いての説明をしています。アドボカシーの制度を導入していて、子どもの多くは利用もしています。アドボケイトについての説明も廊下に掲示しています。子どもに書いてもらっている日記（1日の振り返り）等で、子どもの権利侵害があったかどうか確認するよう努めています。しかしながら、権利ノート等は子ども一人ひとりに渡すことはしていませんし、子どもの権利についての掲示物等もありません。子どもの権利に付いての掲示物や、保護所内での学習会等、日常生活の中で子どもの権利を伝える取り組みを期待します。
 注）：アドボカシー：個人が本来持っている権利をさまざまな理由により行使できない人に代わり、その実現を支援する仕組みです。
 アドボケイト：支援する側のことで、対象者の権利を守るためにさまざまな活動を行います。

コメント

② 子どもの意見等が尊重される仕組みの構築

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

	【No.2】の評価 (s,a,b,c)	a
2-1 子どもの意見・要望・苦情等が表明されるような配慮を行っているか		○
2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか		○

子どもの意見・要望・苦情等は、アドボカシーの利用や、所長への意見箱の設置により表明できるようにしていません。意見箱の設置については、自傷行為のある子どもが居ること（筆記具等で自傷をしてしまう）やプライバシー保護の観点（他の保護児童に見られてしまう）から、子どもから要望があったときに設置、投函出来るようにしてはいますが、あまり意見は出てこないようです。子ども達から意見・要望・苦情等があった時は、速やかに所長に報告され、検討後に子ども達へ返答するようにもしています。

コメント

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

【No.3】 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	【No.3】の評価 (s,a,b,c)	
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	—
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	—

コメント 本項目は奈良県中央子ども家庭相談センター（以下センター）相談部門の所管となっていますので、非該当とします。
 ただ、保護開始にあたり、センターのCWからリーフレット等のツールを使い、保護所での生活や注意事項等を子ども達に解りやすく説明しています。また、保護所でも入所時に保護所での生活や注意事項等を再度説明しています。保護開始の理由が理解できなかった子どもには、センターに連絡して担当CWから再度説明してもらう様にしています。しかしながら、センターからの児童票が確認出来ないこともあるようです。子ども達が保護の理由を理解するためにも、センターとの緊密な連携が必要です。

② 保護期間中の説明・合意

【No.4】 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	【No.4】の評価 (s,a,b,c)	
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	—

コメント 本項目はセンター相談部門の所管となっていますので、非該当とします。
 ただ、子ども達から職員に現状や見通しに対しての質問等があれば、担当CWに連絡して説明して貰う様にしています。また、担当CWから指示があれば、子どもの心身の状況に配慮して、職員からも説明するようにしています。

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	【No.5】の評価 (s,a,b,c)	
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	—
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか	—
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分配慮しているか	—
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	—
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	—

コメント 本項目はセンター相談部門の所管であるため、非該当とします。
 ただ、保護解除の時期や理由その後の処遇が分からないことで、子どもが不安定になる場合は、担当CWと協議の上、伝える事が出来る内容は職員も伝えることがあります。また子どもが希望すれば、CWから預かった移行先のパンフレット等を見せるようにもしています。

【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

	【No.6】の評価 (s,a,b,c)	
6-1	子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか	—
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	—

コメント 本項目はセンター相談部門の所管であるため、非該当とします。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

【No.7】 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

	【No.7】の評価 (s,a,b,c)	
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となっているか	—
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか	○
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか	—
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がなされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	○

コメント 本項目はセンター相談部門の所管ですので、非該当とします。
 外出、通学、通信、面会、行動等の制限を行う場合は、担当CWから丁寧な説明も行っていますし、理解しきれていない子どもには再度、担当CWから説明することを要請しています。必要であれば、CWと協議の上、職員からも説明しています。外出に関しては、虐待による保護が主ですので、外出中に保護者等と会う危険性があり、行えていません。また通学に関しては、県立ゆえに子どもの生活圏が広範囲にわたるため、通学に対応する職員体制をとることが困難です。ただ、学校行事への参加を子どもが要望した場合は、センターCWが送迎を行うなど、できる限りの対応を行っています。

(4) 被措置児童等虐待防止

【No.8】 被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

	【No.8】の評価 (s,a,b,c)	
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか	×
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか	△
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	×

コメント 被措置児童等虐待の事例は、現在発生していません。保護開始時には担当CWから、被措置児童等虐待があった場合にはアドボケイトや職員に相談する事が伝えられていますが、今回行った職員アンケートでは「職員等による子どもへの虐待防止の取組みが行われている。または虐待事例がある場合には、その対応が適切に行われた。」の質問に対して、「そのとおり」の強い肯定が14.3%と言う結果となっています。被措置児童等虐待防止の取り組みについては、係会議で提示したりOJTで取り組んでいますが、十分ではありません。また職員の勤務状況から、職員研修や外部研修を受ける機会も持てていません。今後は被措置児童等虐待防止のための組織的な取り組みや研修等の受講機会が持てる体制にすることが求められます。

(5) 子ども同士の暴力等の防止

【No.9】 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.9】の評価 (s,a,b,c)	b
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか		○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか		○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか		△

コメント

保護開始時に、担当CWからは子ども達に子ども同士での権利侵害があった場合は職員に相談する事を伝えていません。職員が子ども同士での権利侵害を発見した場合は、担当CWに連絡し、その後連携して、指導・再発防止にも努めています。しかしながら、職員の勤務状況から、研修等の参加は行えていません。また子ども同士の権利侵害が起きた場合についての対応マニュアルもありませんでした。今後は子ども同士の権利侵害が起きた場合の組織的な取り組みが求められます。

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

【No.10】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

		【No.10】の評価 (s,a,b,c)	a
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか		○

コメント

保護開始時に聞き取り等を行い、子どもについての情報を収集して必要な対応を行っています。宗教上、食べられないものがある場合は、アレルギーをもつ児童と同じように、除去食や代替食を提供するようにもしています。以前はハラル食にも対応したこともあります。近年は国際児も増加しており、配慮の多様化が考えられますので、マニュアルの作成など組織的な対応が求められます。
注釈) 国際児：国籍、人種、民族などのいずれか、あるいは、複数が異なる男女の間に生まれた子ども、外国人の子どもや海外帰国子女を含める場合もある。

② 性的なアイデンティティへの配慮

【No.11】 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

		【No.11】の評価 (s,a,b,c)	b
11-1	性的なアイデンティティへに配慮した対応をしているか		△

コメント

施設建設が10年前ですので、建設当時は性的アイデンティティへの配慮が不十分でした。それでも、居室やトイレを1人で利用出来るようにしたり、トイレや入浴の利用時間を分けたり等、できる限りの対応は行っています。居室が足りない場合は、静養室を使用したりもしています。LGBT情報は保護開始時の聞き取り等で得られるようにしていますが、子ども本人も気付いてない、あるいは隠しているケースもあり、行動観察等から判明した場合も、CWに報告して対応を検討しています。

2 養育支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

	【No.12】の評価 (s,a,b,c)	
12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか		○
12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか		△
12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか		○
12-4 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか		○
12-5 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか		△

コメント

今回行った職員アンケートでは、「安全感・安心感を与えるケア」の項目で、弱い肯定も含めて90%以上の職員が肯定しています。しかしながら、時には高圧的な言葉や威圧的な態度も見られるようですし、子どもの呼称も下の名前で呼ぶことが多いようです。また職員の勤務状況から、職員研修等も行われていませんし、職員間での意識に差があるとの意見もありました。今後は、職員会議や研修等を行い、職員間の意識統一を図ることを望みます。

② エンパワメントにつながるケア

【No.13】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

	【No.13】の評価 (s,a,b,c)	
13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		○
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		○

コメント

今回行った子どもアンケートでは、「私の味方でいてくれているのがちゃんと伝わってきて安心できたしうれしかった」などの意見がありました。日々の日記（振り返り）や意見箱で子ども自らの意見や要望等を伝えられるようにしています。グループワークや様々な作業課題を通じて自己表現の方法も学ばせています。ただ、子ども達の個性も様々ですので、全てに於いて同じように指導が進まないとの意見もありました。子ども達は、虐待等により自己肯定感やコミュニケーション能力が低かったり、あるいはコミュニケーション能力が低いがゆえに非行に走ってきた背景があります。子どもがその意思を伝える力を育むことは、子どもの自立にとって重要ですので、子どもの個性に対応した様々なカリキュラムを作成することを望みます。

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

【No.14】子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

	【No.14】の評価 (s,a,b,c)	b
14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分におこなっているか		△
14-2 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		○

コメント

包括的な聞き取りは、センターの担当CWが行い、保護所ではアレルギーの有無や学校での得意科目等、生活面での簡単な聞き取りしか行っていません。基本的に聞き取りは保護所に来てすぐに行いますが、子どもの状態等で少し日を置いて行うこともあります。しかしながら、「聞き取り」の目的や、その活かし方について職員間の考え方や技法がまちまちですし、聞き取りの技法を学ぶための研修等は行われていません。職員からは、生活歴を聞き取って、保護開始前のことを知りすぎると、先入観となってしまうので支障があるとの意見もありました。子ども達の生活歴等を知ることは、その後の養育・支援を行う上で大切な情報となります。今後は、聞き取りに必要な技法を研修等で学び、先入観無く養育・支援を行えるようにする事を望みます。

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設置運営基準の遵守

【No.15】一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか

	【No.15】の評価 (s,a,b,c)	s
15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか		○
15-2 開放的な環境における対応が可能となっているか		○
15-3 一時保護所の設備及び運用基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		○
15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか		○

コメント

2人部屋でも、兄弟入所等の場合を除いては、入所当初は必ず1人利用としています。定員を超えないように調整をして、他施設（里親を含む）への一時保護に繋げています。定員を超えて受け入れる場合は、静養室を利用する等の対応をおこなっています。廊下には可動間仕切りがあり、廊下で男女別のゾーンに分けられるようにしています。幼児室を6人収容としての定員20名ですが、現体制では幼児の保護は2名が限界で2名を超えた場合は、保護委託を行っています。また幼児6名の定員では、十分な保育を行えませんので、定員数の変更も検討しているところです。

(2) 個性性の尊重

【No.16】一時保護所は、個性性が尊重される環境となっているか

	【No.16】の評価 (s,a,b,c)
16-1 個性性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	△
16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	○

コメント

居室は仕切りで部屋数の変動が可能になっていて、1人部屋を希望する子どもには、できる限り対応するようもしています。保護時には私物(私服も含む)を預かってはいますが、その理由を子どもに丁寧に説明して、理解・納得してもらっています。日々の生活には自由時間があり、子ども達は思い思いの時間が過ごせるようになっています。子どもの頭髪の毛染を止めさせる時は、「今後の生活の立て直しのため」との理由を丁寧に説明して、止めてもらう様にしています。しかしながら、今回行った職員アンケートでは【個性性の尊重】の項目で半数以上の職員が「そうではない」と回答しています。「保護所内でのルールが厳しい」との意見もありました。今後は子ども一人ひとりの個性性を尊重した支援に向けての課題を抽出し、改善に向けた検討を行うことを期待します。

(3) 生活環境の整備

【No.17】一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

	【No.17】の評価 (s,a,b,c)
17-1 安心して生活できる環境が確保されているか	○
17-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか	△
17-3 家庭的な環境となるような工夫がなされているか	○
17-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか	○
17-5 必要な修繕等が行われているか	△
17-6 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか	○

コメント

保護所の窓には外部からの視線を遮る面格子が付いています。清掃も毎日行っていて、保護所内は綺麗に保たれています。食堂やプレイルームには大窓が付いていて、明るく開放的な造りになっています。自由時間にはプレイルームでTVを見たりするなど、子ども達が楽しく過ごしていることが子どもアンケートに書かれていました。しかしながら、音、気温、湿度、匂い等環境面の評価は定期的に行われていませんし、壁の破損や壁紙の破れなど補修されていない箇所が散見されました。緊急度と予算の関係で後回しにされると聞きましたが、子どもの生活環境を快適に維持するためにも、再考することを期待します。

2 管理者の責務

【No.18】 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

	【No.18】の評価 (s,a,b,c)	
18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		△
18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか		○
18-3 スーパーバイズができていますか		—

コメント

管理者が保護所を管理し、リードする立場として職員に自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くためにも必要な事となります。
ここでは保護課課長を管理者として評価しますが、その役割については、明確に示すものがなく、職員は管理者の日常の業務姿勢などから役割と責任を理解している状態です。管理者はセンターとの協議などで役割を全うしていますが、その内容には、物足りなさを感じている職員もいます。今後は職員から実行力のあるリーダーとして、信頼される関係づくりのためにも、明確な役割と責任を策定するとともに、職員への周知に期待します。

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

【No.19】 一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されているか

	【No.19】の評価 (s,a,b,c)	
19-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか		○

コメント

職員配置は児童養護施設の設備運営基準と同等以上が望ましいとされ、これを満たしています。
しかしながら、部屋の配置や子どもの男女バランスなどを考慮すると、現職員数では、勤務シフト作成にも苦慮する状況です。勤務体制によっては拘束時間が長く、イレギュラーな対応が発生すると、職員の目が行き届かず、子どもの安全が脅かされる場面も想定されます。各時間帯に配置される職員数充足だけにとどまらない、男女職員のバランスなど、配慮できる職員数確保などへの改善に期待します。

(2) 職員の適正配置

【No.20】 各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか

	【No.20】の評価 (s,a,b,c)	
20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか		○
20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか		△
20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか		×

コメント

保護される子どもには、必要とする養育・支援が異なることから、多様な職種の関わりが必要で専門的な知識や技法が求められます。
職員の役割を明示したものはありますが、その存在自体職員の認識はなく、日々の業務から役割を意識する状態です。その役割として子どもとの関わり方、アセスメント手法などの専門性を学ぶ時間を確保することが難しく、研修参加がかなわない状況です。職員が各役割を認識し専門性を発揮するということは、子どもたちの安心にも繋がりますので、役割と責任を再度確認して、職務に携わることが大切になります。

(3) 情報管理

【No.21】 情報管理が適切に行われているか

	【No.21】 の評価 (s,a,b,c)	b
21-1 個人情報適切に取り扱われているか		△
21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか		△
21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか		△
21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		—
21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか		×

コメント

個人情報は子ども、保護者のものまで膨大な量であり、取り扱いについては守秘義務は職員に周知され、取り扱い留意事項が徹底されている必要があります。
 情報の取り扱いについては、そのルールをまとめたマニュアルが存在しないこともあり、職員の意識にばらつきがあります。子どもの目に触れない様に指導員室への入室を禁止し、無人になる時は施錠も実施していますが、個人情報保管棚については施錠がありません。職員一人ひとりが重要な情報を扱っているという意識をもって、保護所でのルールをまとめたマニュアルを作成し、個人情報の取扱いには十分な注意が必要になります。

(4) 職員の専門性向上の取組

【No.22】 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

	【No.22】 の評価 (s,a,b,c)	c
22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		×
22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		×
22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		×
22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		△

コメント

職員への教育・研修は計画的な実施が必要であり、具体的な内容・水準といった点から明確になった計画であることが求められます。
 専門性向上の為に研修や職員が希望する研修などについては、受講する時間がなく実施が難しい状態です。また職員の育成という観点からも、計画的な研修が必要となりますが、残念ながらその実施も十分ではありません。ただ、新任や転任職員には教育係をつけて育成に取組む体制はありますが、シフト勤務のずれ違いなどで効率よく成果を上げることに苦慮しています。まずは各職員に対する計画的な研修計画を作り、勤務体制を理由に実施出来ないという環境の見直しに期待します。

【No.23】 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

	【No.23】の評価 (s,a,b,c)	
23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		△
23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か		△

コメント

保護所はシフト勤務となるため職員間での情報共有の不徹底による支障が発生しないよう情報共有の工夫が必要になります。基本的な情報共有の内容は明確になっており、引継ぎ時の共有に努めています。しかしながら、その手法は各職員にばらつきがあり、引継ぎのフォーマットがない事から、口頭やメモなど伝言に留まり、正確な情報共有が不十分となっています。また、共有する内容についても、職員間の意識に差があります。今後は決まったフォーマットを準備し、情報が伝え漏れないこと、内容の共通化を目標に取組む事を期待します。

(5) 児童福祉司との連携

【No.24】 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

	【No.24】の評価 (s,a,b,c)	
24-1 一時保護は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか		△
24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか		—

コメント

一時保護業務はセンターの保護部門が担当し、調査、診断、支援等については他の各部門と十分な連携のもと行う必要があります。子どもの受入れは2カ所のセンターからおこない、中央センターは同建物内に付設していますが、高田センターは距離もあり、連携の面では難しい環境にあります。両センターの児童福祉司は、訪問や電話などで連携を図りますが、職員は、児童福祉司が子どもの話を聞く機会が少ないと感じています。今後は、児童福祉司が多忙なことは理解しながらも、保護所との連携、児童福祉司が子どもの意見を聞く機会づくりに取組むことを期待します。

(6) 職場環境

【No.25】 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

	【No.25】の評価 (s,a,b,c)	
25-1 適正な就業状況が確保されているか		×
25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか		×

コメント

養育・支援の内容を充実させるためには働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。ただ、現在の労務環境は就業時間の面で余裕がなく、職員のワークライフバランスも危ぶまれる状態です。休暇取得の希望は受入れられていますが、祝日出勤やその振替休での超勤など、時間外労働のほか、急用や体調不良時などでの休暇取得は難しく、職員への大きな負担で就業事情が成立している状態です。職員へのメンタルヘルスの取組体制はありますが、職員の活用は少ないようです。養育・支援の充実の為に、職員の心身の健康と安全が重要となります。今後は、職員の補充も含め、勤務環境の改善に努めることを期待します。

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

【No.26】 医療機関との連携が適切に行われているか

		【No.26】の評価 (s,a,b,c)	
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか		○
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか		△

コメント

子どもの健康管理には医療機関からの協力が得られていることが重要となります。職員の関わりとしては、子どもの通院などで地域の医療機関から協力を得ており、囑託医との連携も保健師が担っています。その保健師は頻りに保護所に訪れ子どもの様子を確認しており、配慮が必要な子どもに対してチームケアという仕組みはないものの、その事象に必要な関係職員での意見の統一を図りながら対応しています。今後は必要な専門職で構成したチームケアが実施できる体制構築に期待します。

(2) 警察署との連携

【No.27】 警察署との連携が適切に行われているか

		【No.27】の評価 (s,a,b,c)	
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか		△
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		—
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		—

コメント

警察に協力要請すべき場面やその際の連絡先等が職員間で共有されていることが必要となります。警察との関わりや連絡はCWの役割になります。ただ、無断外出など緊急時には職員が連絡する場面もあり、その際のとるべき対応と流れは職員に周知されています。しかしながら、処遇上の事故対応や災害及び緊急事態などの緊急時対応については、充実した対応マニュアルがありながら、職員はその存在を知らない状態でした。今後は対応マニュアルの活用と定期的な更新、見直しに取り組むことを期待します。

(3) 施設・里親等との連携

【No.28】 施設や里親等との連携が図られているか

		【No.28】の評価 (s,a,b,c)	
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか		△

コメント

子どもが施設や里親等へ生活の場が変わる場合には、子どもの安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら、子どもの受入れ体制を整えることが求められます。施設や里親との調整は、CWの役割となります。職員も以前は施設交流会、里親会に参加していましたが、交流機会に関わることはなくなりました。その様な状態でも環境移行する子どもの不安や思いを聴くことなど、職員ができる支援もあると思います。その行為が移行判断に反映されないとしても、子どもの声を聴き安心感を与えられる存在として期待します。

(4) その他の期間との連携

【No.29】子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

	【No.29】の評価 (s,a,b,c)	
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか		△
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか		—

コメント

子ども一人ひとりに合ったより良い養育・支援を実施するためには、様々な関係機関との連携が必要になります。関係機関との連携はCWが担っています。その連携情報については、保護所は関わることはなく情報共有としては少ない状態です。ただ、医療機関については、職員が2名体制で同行するので、子どもの健康状態把握と医療機関との連携は行われています。関係機関の連携は、子どもの保護解除後の支援にも関わります。保護所としての関わりはないとしても、CWとの積極的な情報共有に努めることを期待します。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

【No.30】一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

	【No.30】の評価 (s,a,b,c)	
30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか		△
30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか		○

コメント

保護の目的は、子どもの安全を確保し適切な保護を図ることで、理念は、施設運営や養育・支援の拠り所であり基本の考え方です。残念ながら職員からは、センターの「業務のあらまし」が理念だという認識はなく、基本方針についても一時保護ガイドラインに基づくという意識が低い状態です。日々の職務では、子どもの権利の事や接する姿勢など各職員しっかり意識はしています。今後は、全員が共通の思いで子どもと関わっているか、その為の指標は何かという視点で、理念と基本方針を再度しっかり理解する必要があります。

2 一時保護所の運営計画等の策定

【No.31】一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

	【No.31】の評価 (s,a,b,c)	
31-1 事業計画が策定されているか		×
31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか		×
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みはあるか		×
31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか		×

コメント

単年度の目標設定や計画策定は当該年度における具体的な事業、養育・支援等にかかわる内容を着実に実行する為に必要となります。事業計画については、子どもの入所期間が短く入れ替わりが頻繁な保護所において、単年度計画の有用性が見いだせないという意見もあり策定に着手できていません。ただ、保護される子どもにとっては、保護所にいるその時に、どのような教育支援を受けるのか、活動や行事の取組があるのかについては、重要な事です。例えば退所する子どもの意見を収集し、どのような事業内容が保護所の実情に合うのかを考え、計画を策定することも大切なこととなります。

3 一時保護所の在り方

【No.32】 緊急保護は、適切に行われているか

	【No.32】の評価 (s,a,b,c)	
32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最小限となるよう適切に判断する仕組みがあるか		○
32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか		—

コメント 緊急保護を行うにあたっては子どもに対して十分な説明をわかりやすく行う必要があります。その役割はCWが担っており、保護の理由や説明を終えた状態で、CWから保護所に連絡があり、空き部屋状況や保護する子どもの調査内容によって受入れを判断しています。緊急保護の場合は、情報が十分でない場合もありますが、一定期間は静養室を活用して子どもの健康状態と調査に取り組んでいます。その情報などを踏まえて、閉鎖的環境での保護期間と解除については、CWが判断しています。

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

【No.33】 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

	【No.33】の評価 (s,a,b,c)	
33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に於て生活面のケアを行っているか		×
33-2 日課構成は適切か		○
33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか		○

コメント 平日と休日それぞれに一日の生活の流れを定め、子どもの年齢や状況に応じて洗面・排泄・食事・学習・遊び等、生活面のケアが行われています。掃除や配膳など、子どもが自分でできることは、自分でできるように支援しています。ただ、子ども一人ひとりにあった生活面の支援ができていないかについて、今回行った職員アンケートではできているという職員とできていないという職員に分かれています。職員による意識の差は支援の差に繋がります。保護所としての取組を標準化して、職員やチームによるケアのバラツキを最小化することが求められます。

(2) レクリエーション

【No.34】 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

	【No.34】の評価 (s,a,b,c)	
34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか		△
34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか		△
34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか		△
34-4 遊具や備品について、定期的な点検しているか		△

コメント 子どもの権利として保護期間の多様なレクリエーションプログラムが求められます。一方、子どもの年齢差や心身状況の多様性への対応の難しさや、なによりも安全を確保することが大事なこともあって、運動メニューは限られています。特に、野外活動については、職員3名体制を確保して対応することが難しい現実があります。このような中で、レクリエーションの多様性確保（遊具や図書）の充実に、職員の意識に乖離が見られます。今後は、職員の共通理解の下で、多様なレクリエーションを実践することが求められます。

(3) 食事（間食を含む）

【No.35】 食事が適切に提供されているか

	【No.35】の評価 (s,a,b,c)	b
35-1 1日3食の食事が提供されているか		○
35-2 食事の安全・衛生が確保されているか		○
35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		○
35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか		△
35-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		△

コメント

提供する食事は栄養面・衛生面において適正に運営管理されています。食堂には十分な自然採光があり、窓から見える景色も開放的です。陶磁器風の食器などを使用した配膳方法についても、家庭的な食事団欒の演出に工夫があります。

コロナ渦中においては、食事の団欒が制限されてきましたが、感染症5類への移行を受けて徐々に場面の改善に取り組んでいます。

今回実施した子どもの意識調査では、食事のおいしさに好評価があるものの、男児には食事時間の楽しさについてやや不満が伺えます。食事の指導や対応について、男児に対する男性職員と女児に対する女性職員の支援（躰指導）に差があるようで、男女職員の意識や取り組みの標準化を期待します。

(4) 衣服

【No.36】 子どもの衣服は適切に提供されているか

	【No.36】の評価 (s,a,b,c)	c
36-1 衣服の清潔は保たれているか		△
36-2 衣慣習が身に付くように支援しているか		△
36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		×
36-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		×

コメント

保護所には、清潔で季節や子どもの好みにあった衣服提供が求められます。下着については保護開始時に新品を供与して退所時に持ち帰りを勧めて、使い回しをしていません。ただ、上服については上下ともに、一人ひとりの年齢や好みに合わせる十分な衣類ストックがなく、新品の提供は困難です。多量の衣類を与えることは、これを自傷他害の用具とするリスクもあって、貸与する衣服は2組に限定しており、子どもが自由に選択できる状況とは言えません。「子どもの尊厳」を守るための取り組みとして、被服費の予算設定や柔軟な運営の見直しを期待します。

(5) 睡眠

【No.37】子どもの睡眠は適切に行われているか

	【No.37】の評価 (s,a,b,c)	a
37-1 就寝・起床時刻は適切か		○
37-2 睡眠環境は適切か		○

コメント 子どもの年齢に応じて就寝時刻を3段階に設定しており、就寝時間は適正に確保しています。精神的不安定により、寝付きにくい子どもやうなされる子どももいますが、職員は見回りにより就寝を確認しているほか、状況によっては寝付くまで添い寝をするなど、子どもたちが安心して睡眠をとれるように努めています。

(6) 健康管理

【No.38】子どもの健康管理が適切に行われているか

	【No.38】の評価 (s,a,b,c)	b
38-1 子どもの健康状態が把握されているか		○
38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか		△

コメント 保護所では、新しい環境で心身の変調をきたしやすい子どもや、そもそも医療的ケアを十分受けていない子どももあり、その心身のケアが重要です。保健師が担当兼務も多い中で、朝食後子どもたちを観察して健康管理に努めています。また、子どもの心身のケアを児童心理司と連携して行っています。職員は、子どもの健康状態について記録フォルダーを作成して、保健師と共有していますが、保健師や児童心理司が、職員に医療的ケアについての専門的知識を伝える研修等は十分ではありません。子どもを外部の医療機関へ通院させる場合は、保健師と職員の2人体制で対応することによって安全に配慮するとともに、医師の診断結果等を複数で確認していますが、現状の職員配置では現場から離れられないこともあり、やむをえず管理職が対応しています。

(7) 教育・学習支援

【No.39】子どもの教育・学習支援は適切に行われているか

	【No.39】の評価 (s,a,b,c)	b
39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか		○
39-2 在籍校との連携が図られているか		×
39-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか		○

コメント 平日の午前中、もと学校長だった学習指導員が子ども一人ひとりの能力を判定したうえで、手づくりの個別教材により学習指導を行っています。国語と算数を基本科目としていますが、子どもが希望すれば社会や理科にも取り組んでいます。学習室は個室ではありませんが、机の分散配置により落ち着いて学習できるよう工夫しています。子どもが希望すれば時間外でもプレイルームなどを使用して学習することができます。県立の保護所であり、在籍校との距離もあって通学はできていませんが、持ち込み教材やテストを受け入れています。ただ、学校との連携は専らセンターが所管し、保護所として直接の連携は図れていません。卒業式や修学旅行など学校行事への参加にはCWが同行して対応するなど一定の配慮はありますが、在籍校教員が保護所を訪問することはなく、普段の学習支援の取組として、在籍校との連携を深めることが求められます。

(8) 保育

【No.40】未就学児に対しては適切な保育を行っているか

	【No.40】の評価 (s,a,b,c)	
40-1 発達個人差、生活慣習の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	c	×

コメント

幼児プレイルームがあり、遊び道具も整えています。保育士を配置していますが、未就学児の保護は少なく、養護と教育の一貫した保育所保育指針に即した保育指導の体制は確保されていません。子どもの年齢や発達状況に応じた指導計画に基づいて、就園、就学にむけた切れ目のない保育の実践までは、当一時保護所の機能として求めることは困難です。

(9) 保護者・家庭への感情・家族の情報、家族との面会等

【No.41】家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

	【No.41】の評価 (s,a,b,c)	
41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	—	△
41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	—	△
41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	—	—

コメント

家族に対する支援や対応、家族との面会等に係る判断、並びに子どもの意見を聴き取り、面会等を拒否しても良いことを含めて子どもに説明をし、子どもの不安の軽減や疑問に答えることなどについては、専らCWの役割となっていますので、本項目は「非該当」とします。ただ、職員には、子どもの保護者への複雑な感情を理解し、思いを代弁したり、子どもに対してきめ細かく対応することが求められます。

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

【No.42】子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

	【No.42】の評価 (s,a,b,c)	
42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	b	—
42-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	—	○
42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか	—	△
42-4 PTSD症状、訴えが見られた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	—	—

コメント

保護される子どもには、性的知識が不足している子ども、性被害を受けてきた子ども、性加害をした子どもなど、多岐にわたる課題が存在します。子どもの心的外傷や他者との関係性の課題等については、主に児童心理司が担当しています。保健師は、主として身体面についての知識の提供や指導に努めています。保護所内で問題が発生した場合は、まず子どもを分離し、その後双方の話を聴いてCWに報告しています。職員は、日常生活面のケアの中で、子どもの心的不安定要因や自己肯定感の不足を理解して支援していますが、組織として一貫したマニュアルをもって対応する体制は整っていません。職員は日常的な生活面のケアについての人員不足を訴えており、有事の際は管理職が現場に入るなどして対応しています。保護所としてのマニュアルの整備と、マニュアルを基にした、チームの支援体制の確立が求められます。

(2) 問題行動のある子どもへの対応

【No.43】 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.43】の評価 (s,a,b,c)	b
43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合は、その背景のアセスメントをしているか		—
43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		—
43-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		△

コメント

保護される子どもに見られる自傷行為の背景についてのアセスメントはセンター相談部門が担っています。職員は自傷行為につながる物品等の管理を徹底して、問題発生を未然に防ぐことに努めています。他害行為については、近年子ども同士の虐待や権利侵害は少なくなり、対物の暴行が多くなっていますが、職員は子どもから目を離さず暴言暴力の発生タイミングを察知して声かけをし、発生の防止を働きかけるとともに、上長を通じて所長に報告して110番対応をしています。ただ、日常的な支援は専ら職員個々の資質と経験知に委ねられており、組織としての共通理解に基づくものではありません。保護所として省察的实践を積み重ねることにより対応の標準化（経験知の見える化と属人化の解消）が図られることを期待します。
 註）省察的实践：マニュアルによらず、「子どもの理解」をもとに過去の知、今の知、未来の知を結び付ける思考を重ねる実践

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

【No.44】 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.44】の評価 (s,a,b,c)	b
44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		△
44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか		○
44-3 無断外出が発生した場合に、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか		○

コメント

無断外出性向に関するアセスメントは相談部門が担っています。無断外出が発生した場合の対応については、「運営マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」で初期対応や、CW、警察との連携の手順を定めています。保護所では、電子ロックシステムが機能しており、殆ど無断外出事例は発生していません。保護所としては、無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の適時適切な対応に加えて、無断外出した子どもへの対応だけでなく、その影響を受ける他児への適時適切な対応が重要な課題と認識しています。

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

【No.45】 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

	【No.45】の評価 (s,a,b,c)	b
45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか		—
45-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか		△
45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか		△

コメント

重大事件に係る触法少年の保護は減少していますが、保護所としてはその対応が欠かせません。保護所としては、こうしたケースについては、まず刺激の少ない環境として静養室を使用して分離対応で当たることとなりますが、トイレや浴室その他の生活スペースの分離を図る環境整備が求められます。また、その子ども自身の不安解消や、専門的な生活面のケアについて、警察からの事情聴取等への対応など、児童心理司や虐待等に詳しい医師などの専門家によるバックアップチームの編成が求められます。

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

【No.46】 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.46】の評価 (s,a,b,c)	
46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		b
46-2 葬儀等に参加させているか		△
46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか		×

コメント

身近な親族がなくなって保護になるケースはありますが、保護期間中に身近な親族を失うことは稀です。葬儀への参列はCWが担当して同行していますし、心理的ケア（グリーフケアやモーニングワーク）は児童心理司が担当していますので、保護所には主導的な対応機能は求められていません。ただ、子どもの精神的な安定を図る観点で、今後は、保護所としても適切なケアを実施する為に必要な専門家によるバックアップチームの体制づくりが求められます。

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

① 被虐待児の受入れ

【No.47】 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.47】の評価 (s,a,b,c)	
47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		b
47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△

コメント

保護される子どもの多くは何らかの虐待・権利侵害を受けていますが、受け入れ時の状況把握・分析は児童心理司に、援助方針の決定はCWが担っていますので、この課題についても保護所には主導的な機能は求められていません。一方、保護期間中に職員が子どもに寄り添って生活面のケアに努めるなかで明らかとなる特性もあり、心理的ケアや医学的アドバイスを求めるための専門チームのバックアップ体制の整備が求められます。そのために職員個々の見立てを見える化（共通言語化）して組織としてセンターと協同することができる仕組みの構築を期待します。

② 障害児の受入れ

【No.48】 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.48】の評価 (s,a,b,c)	
48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		c
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		×
48-3 障害を有する子どもの受入れにあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか		×

コメント

保護所では、比較的に障がい程度が低い子どもの受入れを主としていて、重度な障がいケアを要する子どもについてはセンターが障がい児施設等へ一時保護委託しています。そのため、保護所ではそのハード面においてもソフト面においても障がい児への個別対応は難しく、子どもを集団でケアしています。しかしながら、子どもは等しく権利を有しており、障がいをもつ子どもやその他のマイノリティーの子どもに対する権利が守られた保護所機能を確保して、支援体制を整えることが求められます。保護は罰ではなく子どもの権利であるという発想の基に保護所の高機能化と環境改善が求められます。

③ 健康上配慮児童の受入れ

【No.49】健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.49】の評価 (s,a,b,c)	
49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制はあるか		△
49-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△
49-3 服薬管理や医療行為は適切に行われているか		△

コメント

子どもの服薬の誤飲を避けるために、職員が2名体制で服薬の確認を徹底しています。日勤の保健師が平日の朝に子どもの様子を観察するほか、医療面での健康管理を担っています。ただ、保健師は保護された乳幼児の健康管理だけでなく、里親支援など多岐にわたる業務を担っているため、職員に対して、医療的知識やケアに関する研修を施すことは十分に行われていません。平日の日中は日勤の保健師が健康に配慮していますが、夜間や休日の急な体調変化に対応するための体制と職員の医療的スキルの向上を図ることが、保護機能の高度化目標として求められます。

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

【No.50】無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

	【No.50】の評価 (s,a,b,c)	
50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか		○
50-2 無断外出の未然防止に努めているか		○

コメント

「緊急時対応マニュアル」が整えられています。無断外出が発生した場合、職員は子どもたちから様子を聞き、センター内をさがします。発見できない場合は、上司に連絡し指示を受けるようにして、場合によっては警察に連絡し担当CWに連絡するという一連の手順が決められています。また、3階指導員室内の扉には、フロー図で一連の流れを示し、誰でも対応できるようにしています。子どもの居室や食堂のある4階、学習室やプレイルームのある3階はフロアごとに電気錠システムで管理されており、1・2階のセンターを含めて階を移動する場合には、必ず職員が付き添って移動しています。日頃から子どもたちの生活等の様子を把握し、無断外出が予測される状況の際には、職員間で細心の注意を払い、対応しています。

(2) 災害時対策

【No.51】災害発生時の対応は明確になっているか

	【No.51】の評価 (s,a,b,c)	
51-1 火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか		△
51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか		×
51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか		○

コメント

「中央子ども家庭相談センター消防計画」に、火災発生時の避難経路が明示されています。防火管理責任者が置かれている他、保護所内は消火器・非常通報装置、防災カーテン等の消防設備等を整えています。しかしながら、その避難経路を使い、運動場まで避難するという避難訓練は実施していません。今後は、子どもたちの安心安全につながる取り組みとして、災害の発生時間や場所を想定して、職員間の連携方法や関係機関等への連絡手順などを机上訓練で実施し、想定される課題の洗い出しを行うこと等に期待します。

(3) 感染症対策

【No.52】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

	【No.52】の評価 (s,a,b,c)	
52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか		○
52-2 感延焼が派生した場合の対応が明確になっているか		△

コメント

日常的にうがい、手洗いを促しています。保健師は、毎朝子どもたちの様子を観察する時間を確保しています。気になる子どもがいる場合は、保護所職員にそれまでの状況を確認し、医療機関等の早期受診により病気の悪化や感染拡大防止等に努めています。新たに保護される子どもは、静養室を使い数日の観察期間を設けた後に合流しています。コロナ対策マニュアルを整え、別棟をコロナ病棟として準備する等、迅速に対応できる体制をとっています。しかしながら、すべての感染症に対してマニュアルが整えられているとは言えない状況です。保護所のマニュアルの整備を期待します。

7 質の維持・向上

(1) 標準的実施方法

【No.53】 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

	【No.53】の評価 (s,a,b,c)	
53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか		△
53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか		×
53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認できる仕組みがあるか		×
53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか		×

コメント

一時保護所運営マニュアル（基礎編 平成18年作成）、（実務編 平成20年3月作成、平成24年3月・平成26年改訂）がありますが、まったく活用できていない状況です。職員ヒアリングでは、個性の高い対応が求められるのでマニュアルは必要ないといった意見も聞きました。職員の誰もが行わなくてはならない養育・支援の基本となる部分を共有するための「標準化」も必要です。職員の違いによる養育・支援の水準や内容の差異をなくすために、「標準化」すべき業務内容を精査し、マニュアルを作成し、保護所内研修等で共有し、見直し手順等のしくみを整え、一時保護所運営マニュアルの整備・活用に期待します。

7 質の維持・向上

(2) PDCA

【No.54】 一時保護所として質の向上を行うための仕組みはあるか

	【No.54】の評価 (s,a,b,c)	c
54-1 自己評価が定期的に行われているか		×
54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか		×
54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか		×
54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか		×

コメント

令和5年度に、第三者評価の受審が行われました。人事考課のための自己評価は毎年実施されています。しかしながら、ここで問うている自己評価とは異なります。今後は、今回実施した第三者評価の結果や職員それぞれが行った自己評価で得られた課題や気づきを活かし、P→D→C→Aを意識した、継続的な支援の質の向上や業務改善を目的といたしくみづくりに期待します。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

① 情報把握

【No.55】 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

	【No.55】の評価 (s,a,b,c)	b
55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか		△
55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか		△

コメント

保護開始時には、集団生活に関する子供の健康状態等について、担当CWから家庭の状況や病気、アレルギーの有無、服薬等の必要な情報を得て支援を実施しています。健康状態に課題があると考えられる子どもには、保護後に嘱託医による健康診断も実施しています。「入所時チェックリスト」「私物品の取り扱いについて」「入所時健康管理票」等を整え、子どもたちの情報把握に努めています。「一時保護所入所面接」は、オリエンテーション（ルールや日課の説明）とは別の日に、「入所理由の確認」「学校生活や家庭生活について」を職員と1対1で行っています。保護時にCWから得られた情報と食い違いがあった場合は、CWに確認して日々の支援を行っています。しかしながら、情報が迅速に共有されない場合があり、必要な情報収集の方法や共有の手順についてさらなる検討が必要です。

② アセスメント

【No.56】 関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定しているか

	【No.56】 の評価 (s,a,b,c)	
56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか		△
56-2 総合的なアセスメントに基づく個別支援指針（援助方針）が策定されているか		△

コメント

子どもの援助指針を立てること及び関係機関との連絡・連携等は、センターのCWが担っています。行動観察の記録は、毎日、職員がエクセルを駆使したシートに記入しています。行動面は職員、心理面は定期的に児童心理司、健康面は保健師がアセスメントを行っています。しかしながら、保護所において組織的に情報をくみ取るしくみ及びCWに伝えるしくみが確立できていません。職員が個別に直接CWに関わろうとするのではなく、係長・調整員の職務分掌の明確化を行い、援助方針を決定する会議における保護所の積極的なかわりに期待します。

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

(1) 個別ケアの実施

【No.57】 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

	【No.57】 の評価 (s,a,b,c)	
57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どものの養育・支援が行われているか		△

コメント

援助指針に基づく個別ケアは行われていますが、「十分に個別対応ができていないか」と問われたら、まだまだ課題があると職員は感じています。未就学児の保育については「集団ケア」なので、一人ひとりの子どもに対応できないとも感じています。小学生から高校生と同じ運動プログラムを実施していますが、終了前に時間を設け運動が足りていないと感じている子どもたちには、運動場を走る等の配慮をしています。また、子どもたち一人ひとりの状態により、集団行動ができない場合等には、居室等で静養するなど、生活のルールを押し付けることがないような配慮もしています。今回の第三者評価受審を契機に毎年の自己評価の取組を定着して、課題を洗い出し優先順位を確認し改善に取り組むしくみづくりに期待します。

(2) 見直し

【No.58】 一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか

	【No.58】 の評価 (s,a,b,c)	
58-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		△
58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか		△
58-3 必要のない長期間の保護が行われていないか		○

コメント

日々の生活における対人関係や健康面、食事面、学習状況等、職員が気づいた子どもたちの変化や様子は、行動観察記録に記載し、朝の引継ぎ会で報告を行い、職員間で情報共有を図り支援に活かしています。毎週行われている援助方針会議には、従来から課長に加えて職員も参加することが義務づけられています。問題行動を表出した場合のトラウマ体験等の関連性を吟味したり、必要に応じて個別支援方針を見直すことは、担当のCWが担っています。保護が長期化している理由がCWの業務多忙のため子どもへ伝わっていない事例もあるようです。子どもと生活を共にしながら把握した心の変化や生活状況が援助方針に反映されるように、保護所とCWの協力体制を強化するしくみづくりに期待します。

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

【No.59】一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

		【No.59】の評価 (s,a,b,c)	
59-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか		△
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか		△

コメント

行動観察記録は、パソコン内に子ども一人ひとりの記録が保管されています。しかしながら、記録の取り方の約束事はないようです。客観的事実と所見を区別して書くことや子どもたちの良いところを見出し、子どもたちの自己肯定感につながるような記録の書き方等を学ぶ勉強会等の開催に期待します。面談は定期的に行っていませんが、子どもたちは、毎晩、その日一日の行動や思ったことを振り返る日記をつけています。職員は、日記の内容で気になることがあった場合、個別に話を聞く機会を設けています。5年生以上の子どもたちは、一日の振り返り時間を使って、今の気持ち等を発表しています。

(2) 観察会議等の実施

【No.60】観察会議が適切に実施されているか

		【No.60】の評価 (s,a,b,c)	
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか		○
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか		×

コメント

ヒアリングでは、週1回の会議をする時間がない、毎朝の引継ぎ会議で引継ぎはできているので必要はない、と聞きました。観察会議の目的は、「個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。」ための会議です。引継ぎ会議で行われている引継ぎ確認事項に基づき報告されている内容は事実の報告であって、支援の方向性を検討する会議ではないと考えられます。目的に沿った会議の開催及び、会議に児童心理司やCWも参加するしくみづくりに期待します。

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

【No.61】保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

		【No.61】の評価 (s,a,b,c)	
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われてるか		△
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか		○

コメント

保護者に対する説明等はCWが担っています。子どもたちへの保護所におけるルール等は、保護開始時に、「入所チェックリスト」「一時保護所のルール」「一時保護所の一日の流れ」「健康調査票」等を用い、保護所職員が子どもたちに説明しています。家庭環境や子どもたちの成育歴、健康に関することは担当CWから保護所に伝えられます。保健師が病気等で受診が必要と判断した場合は嘱託医等を受診しています。日用品や着替えは、保護開始初日に保護所から支給・貸与しています。支給・貸与するために、サイズ別の衣類が備えられていますが、季節に合わせた衣類が十分には整えられていないようです。

(2) 子どもの所持物

【No.62】 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

	【No.62】の評価 (s,a,b,c)	a
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	○
62-2	一時保護中、子どもが所持する物については記名しておく等、子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか	○
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	○

コメント

「入所チェックリスト」に沿って入所手続きを行っています。「私物品の取り扱いについて」は書式を定め、保護開始時の着衣や保護所保管一覧、貴重品（金銭、鍵、携帯等）や保険証の有無等、子どもから預かるものを記載し、子どもから確認のサインをもらい、保管・管理しています。貴重品については、子どもの前で袋に入れて封をして金庫に保管しています。眼鏡など、保護期間中生活する上で必要な私物は使用しています。

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

【No.63】 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

	【No.63】の評価 (s,a,b,c)	b
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	△
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	△

コメント

保護解除を控えた子どもの「行動観察票」を作成しています。保護期間中のかかわり方や今後、身につけてほしいこと等を中心に、日々の行動観察記録からピックアップしてCWに情報提供を行っています。しかしながら、どのような情報をCWに提供するかといった保護所としての決まりはないようです。課長と最近になって職員の一部が参加できるようになった援助方針会議を通じて、CWから保護期間中に把握した子どもの特性や生活状況の情報を措置先の社会的擁護関係施設等や里親に提供しています。

(2) 子どもの所持物

【No.64】 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

	【No.64】の評価 (s,a,b,c)	a
64-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか	○
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか	○

コメント

「退所時チェックリスト」に基づき、入所時に預かった品々を子どもと確認しながら返還しています。さらに、子ども及びCWから受け取りのサインをもらう書式を整え、返し忘れのないように留意しています。